

一般競争入札公告

一般競争入札を実施しますので、下記により公告します。

公告日 平成30年12月19日

石狩郡当別町六軒町70番地18
社会福祉法人ゆうゆう
理事長 大原 裕介

1 入札に付する事項

- (1)工事名 江別事業部新規グループホーム増改築工事
- (2)工事場所 北海道江別市大麻泉町50番31
- (3)工事期間 契約締結の翌日から平成31年6月20日
- (4)工事概要 別途閲覧に供する仕様書及び図面等による。
- (5)支払条件 原則、工事完成引渡後一括払いとする。また、前金払い、部分払いはしない。なお、これによりがたい場合は、落札者と協議する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1)平成29・30年度北海道若しくは石狩振興局管内市町村の建設工事競争入札参加者名簿に記載されていること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3)一般競争入札の公告の日(以下「公告の日」という。)から開札の日までの期間に、建設業法による営業停止などの処分を受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (5)暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会勢力」という。)が経営する業者又は反社会的勢力が実質的に経営を支配する業者及びこれらに準ずる者でないこと。

3 入札参加の手続き

この入札に参加する者は、社会福祉法人ゆうゆうのホームページより、入札参加希望票(様式1)、質問票(様式2)、誓約書(様式3)及び入札説明書をダウンロードして記載の上、下記に従い提出すること。

- (1)提出日時 平成30年12月19日(木)～平成31年1月17日(木) 午後5時迄

- (2)提出場所 石狩郡当別町六軒町70番地18 社会福祉法人ゆうゆう事務局
(3)提出方法 提出場所への持参による。(送付又はファクシミリによるものは受け
付けない。)
(4)その他 提出された書類等は返却しない。

4 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧に関する事項

- (1)入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計
図書等を貸し出し複写することができるものとします。その費用については、自己
負担とします。
(2)閲覧期間 平成30年12月19日から平成31年1月17日まで（日曜日、
土曜日及び国民の祝日に関する法律【昭和23年法律第178号】に規
定する休日を除く。）午前9時から午後5時00分まで。
(3)閲覧場所 社会福祉法人ゆうゆう事務局 石狩郡当別町六軒町70番地18
(4)設計図書等に関する質問がある場合には、質疑応答書（様式任意）をFAXによ
り提出すること。
・提出期間 平成31年1月16日 午後5時00分まで
・提出先 社会福祉法人ゆうゆう 事務局 FAX0133-23-0811
(5)質疑応答書は、平成31年1月17日までにFAXで通知します。

5 入札執行の場所及び日時

- (1)入札場所 石狩郡当別町六軒町70番地18
社会福祉法人ゆうゆう 2階 法人本部会議室
(2)入札日時 平成31年1月18日 午後2時00分
(3)入札方法 ・入札の回数は原則3回までとします。
・郵便、電報、FAXによる入札は認めません。
(4)入札書の提出先 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介
(5)入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相
当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった設計金額（消費税
等相当額を含んだ額）の108分の100に相当する金額を入札書に記載してくだ
さい。

(6)消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事
業者であるかを申し出てください。

6 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1)入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は、該当しなくなった者による入札
- (2)申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3)建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

7 入札保証金

免除する

8 落札者の決定方法

当法人が定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。ただし、入札金額が同額で落札予定者が複数いる場合には、クジによる抽選により落札者を決定する。

9 その他

- (1)入札参加資格者は、建設工事等競争入札心得、その他関係法令を順守すること。
- (2)談合の情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の聴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (3)談合の疑いがあると認められるとき等、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。
- (4)契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (5)この入札の執行は公開とする。
- (6)その他入札に関し不明な点は、社会福祉法人ゆうゆうに照会すること。